

主 文

原判決を破棄する。
被告人を罰金二千元に処する。
右罰金を完納することができないときは金四百円を一日に換算した期間
被告人を労役場に留置する。
原審及び当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、金沢区検察庁上席検察官検事山崎金之介作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第一点について

所論は要するに、本件公訴事実は、被告人は法定の除外事由がないのに起訴状記載の日時場所において第二種原動機付自転車（以下「自転車」という。）を運転して交差点に入るに際し、前方の道路標識の表示に注意し一時停止すべき場所ではないことを確認して運転すべき義務を怠り同所が一時停止すべき場所であることに気付かないで一時停止しなかつたものであるというのであり、結局被告人が過失によつて一時停止の標識に気付かなく交差点へ進入前の一時停止をしなかつた点を問題としていることは起訴状の記載自体から明らかであるにも拘らず、原判決は被告人が本件交差点、即ち二つの道路の交わる部分である地域内で一時停止した旨を認定したにとどまり、起訴事実たる該交差点の地域に入る以前にその手前で一時停止したか否かについて何らの判断をしなかつたのは、明らかに審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をした違法があるというのである。

なるほど、原判決は被告人が本件交差点において一時停止した事実を証拠により確定したにとどまり、該交差点に入る以前にその手前で一時停止したか否かの点について何ら判示していないことは所論指摘のとおりであるけれども、原判決の趣旨とするとところは、結局被告人が起訴状記載の日時に本件交差点において一時停止し安全を確かめたことにより道路交通法第四十三条所定の義務を果したものと認め、被告人に何らの刑責がないと判断したものであることが明らかであるから、同法条の解釈適用に関する当否の点は暫く措き、少なくとも、同法条所定の一時停止義務に過失によつて違反した事実を内容とする本件公訴事実に対し審判したものと何ら妨げなく、従つて原判決には所論の如く審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をした違法は存しないものといわなければならない。それ故論旨は理由がない。

控訴趣意第二点について。

所論は要するに、原判決が「証拠により確定される事実」として判示した「被告人は第二種原動機付自転車を運転して起訴状記載の日時に本件交差点において一時停止したものである」との説示が道路交通法第四十三条に規定した「交差点に入ろうとする車両等」の交差点手前での一時停止を認定した趣旨であるとするならば、前掲「証拠により確定される事実」欄に挙示の証拠にその余の証拠を総合しても本件交差点手前での一時停止の事実を認めることはできないのであるから、結局原判決は「交差点内での一時停止の事実」を裏付ける証拠をもつて漫然「交差点手前での一時停止の事実」を認定したか、または、交差点に入ろうとする車両等の「交差点手前での一時停止の事実」を認定するにあたり判決に理由を付さなかつたかのいずれかであつて、理由不備ないし理由のくいちがいの違法を冒したものであるといふのである。なるほど、原判決は被告人が第二種原動機付自転車を運転して原判示日時に本件交差点において一時停止し安全を確かめたものであるとの事実を認定したうへ、被告人には何らの刑責がないとして刑事訴訟法第三百三十六条前段に則り被告人に対し無罪の言渡をなすべき旨を説示していることは原判文上明らかであり、従つて、本件交差点における一時停止の事実をもつて直ちに、原判示の如く道路交通法第四十三条所定期一時停止義務を果したものと認め被告人に刑責なしと断定することができるか否かは別に検討の余地があるにしても、ともかくも、無罪判決の理由としては刑事訴訟法第三百三十五条のような規定はなく、同法第三百三十六条に従い罪とならないものとして無罪とするか、又は犯罪の証明がないものとして無罪とするかを示せば足るものと解すべきであるから、原判決の無罪理由は同法条所定の要件を十分に具備しているものといふべく、原判決に所論の如き違法があるものといふことはできない。それ故論旨は理由がない。

控訴趣意第三点について。

所論は要するに、原判決は被告人が本件交差点の直前においては一時停止をしなかつたが、そのほぼ中心部まで進出して一時停止し、そこで安全確認の措置を講じ

- 一、 被告人の司法巡查に対する供述調書
- 一、 原裁判所の証人B、同Cに対する各尋問調書
- 一、 原裁判所の検証調書
- 一、 当審受命裁判官の検証調書
- 一、 松任警察署長より金沢区検察庁検察官宛の「告示の写等送付について」と題する書類綴

(法令の適用)

被告人の判示所為は道路交通法第四十三条第九条第二項第百二十条第二項第一項第三号同法施行令第七条に該当するからその所定罰金額の範囲内で被告人を罰金二千元に処し、右罰金を完納することができないときは刑法第十八条により金四百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置し、原審及び当審における訴訟費用は刑事訴訟法第百八十一条第一項本文に従い全部被告人に負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 山田義盛 判事 堀端弘士 判事 内藤丈夫)